

令和8年度

矢作川総合第二期地区
北部併設水路西中山川放水路工事

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容
第1章 総則	矢作川総合第二期農地防災事業 北部併設水路西中山川放水路工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
第2章 工事内容	
1. 目的	本工事は、国営矢作川総合第二期土地改良事業計画に基づき、北部併設水路西中山川放水路を建設するものである。
2. 工事場所	愛知県豊田市西中山町地内
3. 工事概要	本工事の概要は、次のとおりである。 施工延長 L=271.478m 施工始点 NNo. 0+14.188 施工終点 NNo. 14+5.666 内訳 (1) 推進工 推進用鉄筋コンクリート管（1種） φ1,100 L=271.478m (2) 仮設工 1 式
4. 工事数量	別紙1「工事数量表」のとおりである。
第3章 施工条件	
1. 工程制限	河川用地内の施工は非出水期（10 月 1 日～5 月31 日の工期内に限る）に実施しなければならない。
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日として、推進工は、雨天・休日等（非稼働日）月当たり11日を見込んでいる。また、その他の工事に係る雨天・休日等（非稼働日）は、月当たり14日を見込んでいる。 なお、休日等には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施に取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。
3. 施工しない時間	作業は、原則、平日の午後5時から午前8時までとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 現場技術員	本工事は、共通仕様書 第1編 1-1-10に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。
第4章 現場条件	
1. 地質	本工事の施工場所の主な土質は、設計図面のとおりに想定している。 なお、想定と異なる場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 第三者に対する措置	
(1) 騒音、振動対策等	1) 本工事区域は、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規制対象地域であり、規制基準値を超過しないよう作業を行うものとする。 周辺住民等からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員に報告するとともに、その対応等について監督職員と協議するものとする。
(2) 濁水処理対策	1) 本工事の施工においては、下記3)の水質基準を超える汚濁水を工事区域外に排水することがないよう、善良な現場管理を行わなければならない。 2) 受注者は、濁水処理施設の施工に先立ち、濁水処理計画書を作成し、事前に矢作川沿岸水質保全対策協議会（以下「矢水協」という。）と協議を行い、同意を得た後、監督職員へ提出し、承諾を得るものとする。 なお、別途対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 工事で発生する汚濁水は、処理を行った後、設計図面に記載の排水路に放流するものとし、排水路への放流にあたっては、次により水質監視を実施し、水質基準を下回っていることを確認するものとする。 また、調査結果については、月集計を行い、監督職員に報告するものとする。 なお、現地において濁度とSSの関係性を明らかにするため、公的機関において濁度とSSの調査を工事実施初期の段階において、1日1回の頻度で30日間行うものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

項 目	内 容																				
(3)地下水対策	のとする。																				
	<table><tr><th>水質調査箇所</th><th>水質基準</th><th>頻度</th></tr><tr><td>処理施設の出口部（排水前）</td><td>pH：5.8～8.6</td><td>作業日毎日</td></tr><tr><td>排水前の排水路の水</td><td>濁度：30度（mg/l）以下</td><td>午前・午後の</td></tr><tr><td>排水後の排水路の水</td><td>電気伝導度：30ms/m以下</td><td>2回</td></tr></table>	水質調査箇所	水質基準	頻度	処理施設の出口部（排水前）	pH：5.8～8.6	作業日毎日	排水前の排水路の水	濁度：30度（mg/l）以下	午前・午後の	排水後の排水路の水	電気伝導度：30ms/m以下	2回								
	水質調査箇所	水質基準	頻度																		
	処理施設の出口部（排水前）	pH：5.8～8.6	作業日毎日																		
	排水前の排水路の水	濁度：30度（mg/l）以下	午前・午後の																		
	排水後の排水路の水	電気伝導度：30ms/m以下	2回																		
	4）測定結果に異常値が出た場合には、監督職員に報告し、その対策について協議するものとする。																				
	5）濁水処理方法等																				
	濁水処理方法等は下記によるものとするが、現場条件によりこれと異なる場合は、監督職員と協議するものとする。																				
	発進立坑ヤード																				
（仮設ヤード）																					
処理方式：沈砂池(設計図面による)																					
薬品使用量：想定していない																					
本工事の施工に伴う地下水の枯渇や水質汚染等を未然に防ぐため、次により地下水位観測及び水質検査を行うものとする。																					
1）地下水位観測																					
① 地下水への影響を確認するため、水位観測を行うものとする。																					
② 観測期間は、工事期間中とする。																					
③ 観測頻度は、次に示すとおりとし、定時に観測するものとする。																					
<table><tr><th rowspan="2">観測孔位置</th><th colspan="3">水位観測頻度</th></tr><tr><th>施工前</th><th>施工中</th><th>施工後</th></tr><tr><td>立坑部</td><td>1回／月</td><td>1回／日</td><td>1回／月</td></tr></table>	観測孔位置	水位観測頻度			施工前	施工中	施工後	立坑部	1回／月	1回／日	1回／月										
観測孔位置		水位観測頻度																			
	施工前	施工中	施工後																		
立坑部	1回／月	1回／日	1回／月																		
観測結果については、変動図等の整理、集計を行い、定期的に監督職員に報告するとともに、観測結果に異常が認められる場合には、速やかに報告するものとする。																					
④ 地下水位の急激な低下、変動、あるいは枯渇のおそれがある場合は、その処置について監督職員と協議するものとする。																					
なお、地下水位の変動状況や関係機関等との調整により、観測頻度、観測箇所等を変更することがある。																					
2）水質検査																					
① 薬液注入工施工時に行う水質検査の観測孔については、各2箇所、計4箇所を予定している。																					
② 水質検査項目は、水素イオン指数（pH）とし、基準値を pH5.8～8.6 とする。																					
③ 水質検査の頻度等は、次のとおりとする。																					
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">検査頻度等</th></tr><tr><th>現場</th><th>公的機関等</th></tr><tr><td colspan="2">薬液注入工作業着手前</td><td>1 回</td><td>1 回</td></tr><tr><td colspan="2">薬液注入工作業中</td><td>1 回/日</td><td>1 回/10 日</td></tr><tr><td rowspan="2">薬液注入工 作業終了後</td><td>2 週間まで</td><td>1 回/日</td><td>1 回/2 週</td></tr><tr><td>2 週間経過以降半年間</td><td>2 回/月</td><td>1 回/月</td></tr></table>	項 目		検査頻度等		現場	公的機関等	薬液注入工作業着手前		1 回	1 回	薬液注入工作業中		1 回/日	1 回/10 日	薬液注入工 作業終了後	2 週間まで	1 回/日	1 回/2 週	2 週間経過以降半年間	2 回/月	1 回/月
項 目			検査頻度等																		
		現場	公的機関等																		
薬液注入工作業着手前		1 回	1 回																		
薬液注入工作業中		1 回/日	1 回/10 日																		
薬液注入工 作業終了後	2 週間まで	1 回/日	1 回/2 週																		
	2 週間経過以降半年間	2 回/月	1 回/月																		
工期を超える期間の調査については、監督職員と協議するものとする。																					
(4)保安対策	1）保安設備																				
主要道路からの工事用車両の出入り口には、保安及び誘導設備等を適切に配置するものとする。																					
なお、詳細については、監督職員の承諾を得るものとする。																					
2）交通誘導警備員																					
国道419号出入口に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。また、発進きち出入口部に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。																					
なお、交通誘導警備員の配置は、次のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																					
<table><tr><th>配置場所</th><th>配置期間</th><th>人数/日</th><th>配置時間</th></tr><tr><td>国道 419 号出入口</td><td>到達立坑ヤード作業時</td><td>1 人</td><td>8:00～17:00</td></tr><tr><td>発進立坑ヤード出入口</td><td>発進立坑ヤード作業時</td><td>2 人</td><td>8:00～17:00</td></tr></table>	配置場所	配置期間	人数/日	配置時間	国道 419 号出入口	到達立坑ヤード作業時	1 人	8:00～17:00	発進立坑ヤード出入口	発進立坑ヤード作業時	2 人	8:00～17:00									
配置場所	配置期間	人数/日	配置時間																		
国道 419 号出入口	到達立坑ヤード作業時	1 人	8:00～17:00																		
発進立坑ヤード出入口	発進立坑ヤード作業時	2 人	8:00～17:00																		

項 目	内 容
(5) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、周辺住民等との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、防塵対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
(6) 耕作者対策	工事期間中、工事区域周辺の農地で耕作を行っているので、これらの耕作を妨げないよう留意しなければならない。 なお、耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について監督職員と協議するものとする。
(7) 交通対策	工事用車両の通行においては、一般車両を優先するとともに、事故防止に努めなければならない。
(8) その他	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。
3. 地下埋設物対策	発進・到達ヤード周辺に埋設されている埋設管について、損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。
4. 関係機関との調整	道路使用等に係る申請手続等の軽微な協議は、受注者が行い、監督職員に報告するものとする。
第5章 指定仮設	
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 また、指定仮設の変更が必要となった場合は、監督職員と協議を行うものとする。
2. 工事用進入路	工事用進入路として使用する一般道路については、使用前に現状を把握・確認するものとする。
3. 工事用道路等	受注者は、設計図面に示す工事用道路等を使用するものとする。 また、工事期間中の補修・維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。
4. 薬液注入工	
(1) 発進立坑	1) 薬液注入工は、二重管ダブルパッカー工法とし、設計図面にに基づき行うものとする。 なお、土質・地質条件や地下水の変動等によって、工法及び注入範囲を変更する必要がある場合は協議するものとする。 2) 薬液注入にあたっては、次の事項に留意するものとする。 ① 薬液注入によるゲルタイムは、10数分以上を想定している。 ② 注入速度は、一次注入8ℓ/分程度、二次注入9ℓ/分程度を標準とする。 ③ 注入圧力は、周辺構造物等に変状を与えないように、注入速度を管理しながら、慎重に設定しなければならない。 ④ 発進坑口部の総注入量（一次注入＋二次注入）は、19.3klを想定している。 ⑤ 注入管の引き抜きステップは、原則として50cm以内とする。 ⑥ 注入による地盤隆起を防ぐため、作業中は常に地盤及び注入箇所周辺を観測するとともに、水素イオン指数（pH）のチェックを行い、圧力や注入量を管理しながら施工しなければならない。 3) 注入作業においては、注入孔毎に注入圧力、注入量を自動記録測定装置により記録し、作業日報とともに、監督職員に報告するものとする。 また、地盤の隆起や構造物に異常が発生した場合は、作業を中止し、応急措置を行うとともに、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。 4) 薬液注入における効果確認の改良目標値は、次のとおりを想定しているが、目標値を満たすことができない場合は、監督職員と協議するものとする。 地盤改良の目標強度：C=80kN/m²以上 透水係数の改良目標値：k=1×10⁻⁴cm/s
(2) 到達立坑	1) 薬液注入工は、二重管ストレーナ工法とし、設計図面にに基づき行うものとする。 なお、土質・地質条件や地下水の変動等によって、工法及び注入範囲を変更する必要がある場合は協議するものとする。 2) 薬液注入にあたっては、次の事項に留意するものとする。 ① 薬液注入によるゲルタイムは、1分未満（秒単位）を想定している。 ② 注入速度は、16ℓ/分程度を標準とする。 ③ 注入圧力は、周辺構造物等に変状を与えないように、注入速度を管理しながら、慎重に設定しなければならない。 ④ 総注入量は、15.2klを想定している。

項 目	内 容
	⑤ 注入管の引き抜きステップは、原則として50cm以内とする。 ⑥ 注入による地盤隆起を防ぐため、作業中は常に地盤及び注入箇所周辺を観測するとともに、水素イオン指数（pH）のチェックを行い、圧力や注入量を管理しながら施工しなければならない。 3）注入作業においては、注入孔毎に注入圧力、注入量を自動記録測定装置により記録し、作業日報とともに、監督職員に報告するものとする。また、地盤の隆起や構造物に異常が発生した場合は、作業を中止し、応急措置を行うとともに、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。 4）薬液注入における効果確認の改良目標値は、次のとおりを想定しているが、目標値を満たすことができない場合は、監督職員と協議するものとする。 地盤改良の目標強度：C=80kN/m²以上 透水係数の改良目標値：k=1×10⁻⁴cm/s
5. 換気設備	換気設備については、酸素欠乏症等防止規則第5条に基づき、酸素濃度を18%以上に保つための換気設備を設置するものとする。 なお、施設の規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、施設内を換気するのに効果的な設備を選定し、排気ガス等の流入を防止するよう留意しなければならない。
6. 仮設用水	本工事に必要な用水については、発進立坑ヤードに引込済みの公共上水道を使用するものとする。
7. 可燃性ガス等発生確認時の対応	既存の地質調査において、可燃性ガス及び有毒ガスは確認されていないが、第9章5.の調査により基準値を超えた可燃性ガス及び有毒ガスを確認した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を坑外に待避させるなど、速やかに必要な措置を講じた後、監督職員に報告するとともに、その対策について監督職員と協議するものとする。
第6章 工事用地等	
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	上記1.以外で受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 また、返還時及び返還後の取り扱いについては、次項と同様に適切な処理を行うものとする。
3. 工事用地等の使用及び返還	返還後、権利者等から原形復旧について、苦情等があった場合は、監督職員と協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。
4. 境界杭等	既存境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せのものとし、境界杭を撤去する場合には、座標の記録及び引照点の設置等を行い、復旧の際に支障が生じないようにするものとする。 また、新たに境界杭を設置する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の負担において準備しなければならない。
第8章 工事用材料等	
1. 規格及び品質	
(1) 工事用材料	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 推進工法用鉄筋コンクリート管 JSWAS A-2規格 内圧AW2 1種管 JB継手 50N管 JSWAS A-2規格 内圧AW2 1種管 JC継手 50N管 JSWAS A-2規格 内圧AW2 1種管 JC継手 70N管 JSWAS A-2規格 内圧AW2相当 1種管 JC継手 50N可とう管 2) 薬液注入材 薬液注入材は、一次注入では、セメント及びベントナイトの混合材とするとともに、二次注入においては、中性・酸性系緩結性無機溶液型水ガラス系グラウト材（劇物、フッ素化合物、有機物質等の有害物質を含まない。）を使用するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、施工前に配合設計及び施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。 改良土1m²あたりの薬液注入率は、次のとおり想定している。

項 目	内 容						
	位置		注入率 (%)	注入率内訳 (%)			
				一次注入	二次注入		
	発進立坑坑口		31.5	10.0	21.5		
	到達立坑坑口		36.0	—	—		
	3) 鋼材 鋼材の仕様は、次のとおりとする。 鋼矢板 JIS A 5528						
	4) 管類 硬質塩化ビニル管 JIS K 6741						
	5) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリート (JIS A 5308) とし、種類は、次のとおりとする。						
	コンクリートの種類	セメントの種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラン プ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 w/c (%)	構造物
	無筋	BB 又はN	18	8	40	65 以下	設計図に示すとおり
	注) BB：高炉セメントB種 N：普通ポルトランドセメント						
2. 見本又は資料提出							
(1) 工事用材料	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して、承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても、監督職員が提出を指示する場合がある。						
	材 料 名		提 出 物				
	管類、鋼材		カタログ・試験成績書				
	裏込材、作泥材、		配合報告書・試験成績書				
	薬液注入材類		配合報告書・試験成績書				
	レディミクストコンクリート		配合報告書・試験成績書				
(2) 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料及び機材は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。						
	材料名	材 料 名	検査・試験項目		備 考		
	工事用材料	レディミクストコンクリート	スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物含有量		現場搬入時及びプラント		
		管類、鋼材	外観・形状・寸法		現場搬入時		
		作泥材	配合		現場搬入時		
		裏込材	硬化時間、圧縮試験		現場搬入時		
		薬液注入材類	硬化時間、圧縮試験		現場搬入時		
第9章 施工							
1. 一般事項							
(1) 基準点及び水準点	1) 本工事の基準点及び水準点は、設計図面に示す北基Ⅲ-8 (EL=106.094m、測地成果2011) 北基Ⅱ-15 (EL=92.721m、測地成果2011)、を使用しなければならない。 なお、座標値は別途監督職員が指示するものとする。 2) 補助BMを設けた場合は、位置及び標高を監督職員に報告し、確認を得るものとする。						
(2) 検測又は確認 (施工段階確認)	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。						
	工 種	確認内容	確認時期・頻度		遠隔確認対象	備考	
	推進工	基準高・中心線のズレ	初期施工段階で1箇所、以降100本毎に1箇所		○		
	薬液注入工	削孔角度・削孔深度・圧力・流量等	初期施工段階で1回/箇所、完了段階で1回/箇所		○		
	指定仮 共通事	高さ・幅・長さ・深	設置完了時点で各工種代表1		○		

項 目	内 容																									
	設	項	さ等	箇所																						
		土留工	延長・規格	設置完了時点で1箇所	○																					
(3) 中間技術検査	1) 発注者から中間技術検査を実施する旨の通知を受けた場合は、従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は、従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、従わなければならない。 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。																									
2. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い、発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材 廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊(無筋)</td><td>近藤商事土木(株) 豊田北部処理プラント</td><td>豊田市猿投町樋泉86-2</td><td>8:00~16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr> <tr> <td>推進工掘削土</td><td>(株)新栄重機 リサイクルプラント</td><td>愛知県小牧市東田中大仏1341-1</td><td>8:00~17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>(株)キトー 新田工場</td><td>愛知県安城市 新田町縦町11</td><td>13:00~16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr> </tbody> </table>					建設資材 廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート塊(無筋)	近藤商事土木(株) 豊田北部処理プラント	豊田市猿投町樋泉86-2	8:00~16:30	再資源化施設業者	推進工掘削土	(株)新栄重機 リサイクルプラント	愛知県小牧市東田中大仏1341-1	8:00~17:00	再資源化施設業者	廃プラスチック	(株)キトー 新田工場	愛知県安城市 新田町縦町11	13:00~16:30	再資源化施設業者	
建設資材 廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																						
コンクリート塊(無筋)	近藤商事土木(株) 豊田北部処理プラント	豊田市猿投町樋泉86-2	8:00~16:30	再資源化施設業者																						
推進工掘削土	(株)新栄重機 リサイクルプラント	愛知県小牧市東田中大仏1341-1	8:00~17:00	再資源化施設業者																						
廃プラスチック	(株)キトー 新田工場	愛知県安城市 新田町縦町11	13:00~16:30	再資源化施設業者																						
3. 特定建設資材等の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎工</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table> 注) ■が該当部分である。					工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎工	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
工 程	作業内容	分別解体等の方法																								
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
③基礎工	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																								
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																								
⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																								
4. 推進工 (1) 推進工	1) 推進については、次表により行うものとする。 ただし、他の工法を採用する場合は監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 法</th><th>最小曲線半径</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泥濃式推進工法</td><td>R=30</td><td></td></tr> </tbody> </table>					工 法	最小曲線半径	備 考	泥濃式推進工法	R=30																
工 法	最小曲線半径	備 考																								
泥濃式推進工法	R=30																									
(2) 仮設備	1) 推進工の支圧壁は設計図書に示すとおりであり、最大推定推進抵抗値は、3,130kNと見込んでいる。 2) 推進作業に当たり、規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、効果的な換気設備を設置しなければならない。																									
(3) 推進作業	1) 泥濃式推進工法に当たっては、切羽の泥水圧、送泥水量、推進機の推進方法及び推進速度等について綿密な計画を立て、入念な施工管理を行い、土質の変化に対応した施工をしなければならない。 2) 高濃度泥水（作泥材）の配合は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合は監督職員の承諾を得るものとする 1 m³当たり <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th><th>粉末粘土</th><th>水</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td><td>120.0kg</td><td>951.0kg</td><td></td></tr> </tbody> </table> 3) 滑材（一次注入）の種類は固結型滑剤とし、1 m³当たり注入量は83ℓを標準とするが、注入量を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。					種目	粉末粘土	水	備考	数量	120.0kg	951.0kg														
種目	粉末粘土	水	備考																							
数量	120.0kg	951.0kg																								

項 目	内 容										
	4) 滑材（二次注入）の種類は粒状型滑剤とし、1 m当り注入量は630を標準とするが、注入量を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。 5) 推進工によって生じた地盤のゆるみに対して安定を図るため、推進完了後速やかに裏込材の注入をしなければならない。 裏込材は、次表の配合を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入量を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。 1 m3当たり <table><tr><td>種目</td><td>セメント</td><td>混和材</td><td>水</td><td>備考</td></tr><tr><td>数量</td><td>500kg</td><td>125kg</td><td>0. 8m3</td><td></td></tr></table> 裏込材の注入量は管体、道路、周囲の構造物に影響がないよう常に監視しながら行うものとする。 使用材料は現場搬入後、監督職員の確認を受けるものとする。 なお、管内グラウト孔は完全に止水できる構造であり、その施工には細心の注意を払うものとする。 また、止水栓は施工後コーキング剤で仕上げるものとする。 6) 本工事には、カーブ推進があるため、推進管の追従性の確保やジャッキ推進力の適正な伝達及び、管端面の破損防止のための措置を講じなければならない。 7) 推進に伴い下記の項目について測定、観測を行わなければならない。 なお、異常が発生した場合は推進を中止し応急措置を行うとともに監督職員に報告するとともに、事後の処理について協議しなければならない。 a) 推進管の方向、勾配測定 b) 路面及び近隣構造物の水準測量 c) ジャッキ圧の測定 d) 支圧壁、土留壁の状況 e) 土質状況の変化 f) 推進管の状況 8) 異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、事後の処理について協議しなければならない。	種目	セメント	混和材	水	備考	数量	500kg	125kg	0. 8m3	
種目	セメント	混和材	水	備考							
数量	500kg	125kg	0. 8m3								
(4) 掘削残土処理	推進掘削土は、全量、産業廃棄物処理扱いとしている。										
5. 施工中の調査	可燃性ガス及び有毒ガスの管理については、労働安全衛生規則第381条（観察及び記録）により観察を行わなければならない。										
6. 原形復旧 (1) ヤード復旧	利用後返還の際に支障が生じないよう、施工に先立ち、現況標高、構造物等の位置・形状等の現況確認及び写真管理を入念に実施し、監督職員に報告するものとする。										
第 10 章 施工管理											
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書 第 1 章 第 1 節 第 1-11条の（1）又は（3）の資格を有するものでなければならない。										
2. 施工管理 (1) 施工管理の追加項目	施工管理に定めのない追加項目と、その管理基準等は、次によらなければならない。 1) 継目試験 テストバンドによる継目試験を全継手個所で行うものとする。 なお、テストバンドにかける試験水圧は、0. 2MPaで、これを 5 分間放置した後の水圧は、80%以下に低下してはならない。 また、試験の結果により漏水対策を講じる必要がある場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。										
3. 工事写真における黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、次の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、										

項 目	内 容
	かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、上記（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、上記（3）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。
4. 工事現場等における遠隔確認について	(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「https://www.maff.go.jp/j/housin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf」）によるものとする。 (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。 (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。
第 11 章 条件変更の補足説明	本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に関する事項は、次のとおりである。 (1) 掘削土の土質 (2) 排水量・湧水量 (3) 転石の出現 (4) 地下埋設物（埋蔵文化財含む）の出現 (5) 施工のための調査・試験・検討・設計の追加 (6) 騒音・振動防止、防塵、道路汚濁防止対策 (7) 付帯構造物の追加 (8) 公共事業関係の調査 (9) 周辺の安全、環境対策（除草等）の必要が生じた場合 (10) 新たな産業廃棄物処理が必要となった場合 (11) 工事施工に伴い周辺構造物等に補修が必要となった場合 (12) 施工周辺地盤に変動が生じた場合 (13) 地質条件等により、薬液の種類又は注入量に変更がある場合 (14) 薬液注入の範囲を変更する場合 (15) 第三者の協議結果にともなう変更が生じた場合 (16) 可燃性ガス及び有毒ガスが発生した場合 (17) 土壌検査結果が環境基準に適合しなかった場合 (18) 設計変更に必要な測量、設計、図面作成 (19) 設計図書に示す指定仮設以外の仮設の追加 (20) その他本仕様書に定めのない事項
第 12 章 公共事業関係調査に対する協力	(1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い、調査するものとする。

項 目	内 容
第 13 章 そ の 他 1. 契約後 V E 提 案	(2) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い、調査するものとする。 (1) 定義 「V E 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事的目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) V E 提案の意義及び範囲 ① V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事的目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき、条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 (3) V E 提案書の提出 ① 受注者は、上記(2)のV E 提案を行う場合、次に掲げる事項をV E 提案書（共通仕様書 様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由 イ) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むV E 提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 (4) V E 提案の適否等 ① 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ V E 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 上記⑤の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の上記⑥のV E 管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 (5) V E 提案書の使用 発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容が無償で使用する権利を有するものとする。 (6) 責任の所在 発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注

項 目	内 容
	者の責任が否定されるものではないこととする。
2. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書 第1編 1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 （電子媒体の出力は、市販のファイル綴じで可）
3. 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、また地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができるものとする。
4. 石綿ばく露防止対策の徹底	本工事の施工にあたり、石綿含有資材又は石綿含有の恐れがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。 また、その撤去等にあたっては、「石綿障害予防規則」（平成18年厚生労働省令第21号）など関係法令を遵守するものとする。
5. 配置予定監理技術者等の専任期間	（1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 （2）契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 （3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
6. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 （1）工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 （2）工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 （3）設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、主任監督員的主催により、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。 （4）対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、東海農政局地方参事官を議長とし、対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催を決定する。 （5）建設コンサルタントの出席 上記（1）、（2）、（3）及び（4）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

項 目	内 容												
7. 遠隔地からの建設資材調達等に係る設計変更について	(6) 打合せ内容の確認 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 次の資材については、次の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について、設計変更するものとする。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>調達地域等</th></tr><tr><td>H形鋼、山留材</td><td>H500</td><td>大阪府大阪市</td></tr><tr><td>H形鋼、山留材</td><td>H200, 250, 300, 400</td><td>愛知県知多市</td></tr><tr><td>敷鉄板</td><td>T=22 mm</td><td>愛知県知多市</td></tr></table>	資材名	規格	調達地域等	H形鋼、山留材	H500	大阪府大阪市	H形鋼、山留材	H200, 250, 300, 400	愛知県知多市	敷鉄板	T=22 mm	愛知県知多市
資材名	規格	調達地域等											
H形鋼、山留材	H500	大阪府大阪市											
H形鋼、山留材	H200, 250, 300, 400	愛知県知多市											
敷鉄板	T=22 mm	愛知県知多市											
8. 技術提案の履行	技術提案を行った工事については、その提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 (1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には、技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。 なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより、所定の品質確保が困難になる内容又は対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については、事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 (2) 工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。 (3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。												
9. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費 労働管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 (3) 受注者は、（2）により発注者から示された割合を参考にして、別紙2に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 (4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙2に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（4）で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。												
10. 現場環境の改善の試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約において、その整備に必要な費用を計上する試行工事である。												

項 目	内 容										
	(1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に仕様できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法 900×900mm以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） (2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事より多く設置する場合や積算上限額を越える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 (3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。										
11. 現場環境改善費	(1) 現場環境改善費の内容は、次のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し、合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいものとする。詳細については、監督職員と協議するものとする。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 次に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて、監督職員に提出するものとする。 (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td><td> ①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 </td></tr> <tr> <td>営繕関係</td><td> ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等 </td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td> ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） </td></tr> <tr> <td>地域連携</td><td> ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 </td></tr> </tbody> </table>		実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表
	実施する内容（率計上分）										
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減										
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）										
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表										

項 目	内 容												
12. 週休 2 日による施工		⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献											
	（1）本工事は、月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休 2 日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 （2）「週単位の週休 2 日とは、対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休 2 日とは、対象期間において、すべての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態とし、対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （3）週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがある場合は、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 （4）監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 （5）発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ①補正係数 <table> <tr> <th></th><th>週単位の週休 2 日 (現場閉所 1 週間に 2 日以上)</th><th>月単位の 4 週 8 休以上 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日)以上)</th></tr> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr> </table> ②補正方法 当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。 また、提出された工程表が通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）現場閉所率 25%（7 日/28 日）以上 28.5%未満現場閉所率 21.4%（6 日/28 日）以上 25%未満「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。 なお、週単位の週休 2 日及び月単位の週休 2 日に関する点数を減ずる措置は行わない。			週単位の週休 2 日 (現場閉所 1 週間に 2 日以上)	月単位の 4 週 8 休以上 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日)以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	現場管理費(率分)	1.06
	週単位の週休 2 日 (現場閉所 1 週間に 2 日以上)	月単位の 4 週 8 休以上 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日)以上)											
労務費	1.02	1.02											
共通仮設費(率分)	1.05	1.04											
現場管理費(率分)	1.06	1.05											

項 目	内 容													
	(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">補正係数</th></tr><tr><th>週単位</th><th>月単位</th></tr><tr><td rowspan="2">構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>人力</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr></table>	名称	区分	補正係数		週単位	月単位	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	人力	1.02	1.02
名称	区分			補正係数										
		週単位	月単位											
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01											
	人力	1.02	1.02											
13. 週休2日制の促進	本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である													
14. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。 (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加算評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。 ○事業（務）所長 【被災農林漁家の就労機会の確保】 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。(7.5点) ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。(5点) ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。(2.5点)													
15. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として、実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 (2) 受発注者間で作成のうえ、合意した単価合意書は、公表するものとする。													
16. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 (2) 用語の具体的な内容は、次のとおりである。 ア 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 イ 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土曜以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ウ 真夏日率 次の式により算出された率をいう。 真夏日率 = 工事期間中の真夏日 ÷ 工期 (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指標（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 補正値（%） = 真夏日率 × 補正係数※ ※ 補正係数：1.2													
17. 1日未満で完	(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更													

項 目	内 容
了する作業の積算	積算のみ適用する。 (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、その他協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
18. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙3に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用を加算した金額を設計変更の対象とする。 (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
19. 建設キャリアアップシステムの活用	(1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。 (2) 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。 また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3～7を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3～7は適用しないものとする。 (3) 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。 (4) 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。 ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。 ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。 ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。 ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。 ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数 ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数 ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数 ・平均登録事業者率：(5)に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値 ・平均登録技能者率：(5)に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値 ・平均就業履歴蓄積率：(5)に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値 (5) 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回

項 目	内 容
	とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。 (6) 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率 50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。 また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。 (7) 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率 30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。 (8) モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。 (9) CCUS現場利用料等について 当初においては計上していないが、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は下記①、②の項目を支出実績、現場での使用実績に基づき「CCUS現場利用料等」として精算変更時に費用計上するものとする。 なお、費用計上にあたっては、支出実績、現場での使用実績が確認できる資料を監督職員に提出すること。 ①カードリーダー設置費用 カードリーダーの購入費用について、現場で使用するOS がWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、監督職員と協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。 なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。 また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は積上げ計上しない。 ②現場利用料（カードタッチ費用） 現場における現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。 なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。
20. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 255 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和9年3月10日（工事完了期限日）まで
21. CORINS への登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。
第 14 章 定めなき事項	この特別仕様書に定めのない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	矢作川総合第二期地区 北部併設水路西中山川放水路工事
工 事 場 所	愛知県豊田市西中山町地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別紙 1

令和 8 年度

矢作川総合第二期農地防災事業

矢作川総合第二期地区 北部併設水路西中山川放水路工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局

矢作川総合第二期農地防災事業所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 管推進工				
(1) 推進用鉄筋コンクリート管				
推進用管		m	271.500	
切羽坑内作業工		m	270.100	
坑外作業工		m	270.100	
(2) 裏込め				
裏込注入工		m	270.100	
(3) 管目地				
目地モルタル工		箇所	176.000	
(4) 発生土処理				
殻積込	推進工法掘削土(高濃度泥水含む)	m ³	870.000	
殻運搬・処理	推進工法掘削土(高濃度泥水含む)	m ³	870.000	
2. 仮設工(発進立坑)				
(1) 仮設ヤード				
敷鉄板設置・撤去		m ²	267.000	
(2) 薬液注入工				
薬液注入工	二重管ダブルバッカー工法, 発進立坑坑口防護部	m ³	61.000	
薬液注入管撤去	φ 40	式	1.000	
殻運搬処理	廃プラスチック	m ³	0.100	
(3) 安全費				
交通誘導警備員B		人	212.000	
(4) 電力設備工				
受電設備		式	1.000	
配電設備	簡易配電盤～掘進機	式	1.000	
配電設備	簡易配電盤～多段ジャッキ	式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
配電設備	簡易配電盤～水替ポンプ	式	1.000	
配電設備	簡易配電盤～高濃度泥水プラント	式	1.000	
配電設備	簡易配電盤～吸泥排土装置	式	1.000	
配電設備	簡易配電盤～裏込めプラント	式	1.000	
配電設備	簡易配電盤～換気ファン	式	1.000	
配電設備	簡易配電盤～送泥ポンプ	式	1.000	
3. 仮設工（到達立坑）				
（1）仮設ヤード・仮設道路工				
掘削	場内仮置き場へ	m3	170.000	
砂利舗装	仮設道路, RC-40, t=10cm	m ²	91.000	
砂利舗装	転回場, RC-40, t=10cm	m ²	98.000	
敷鉄板設置・撤去		m ²	222.000	
（2）仮設土留工				
仮設鋼矢板	Ⅲ型, L=19m, 存置（中古品相当）	枚	94.000	
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	鋼矢板Ⅲ型	回	1.000	
切梁・腹起し	設置	ton	38.300	
切梁・腹起し	設置・撤去	ton	21.800	
基礎コンクリート	18-8-40	m3	18.000	
床掘	場内仮置き	式	1.000	
基面整正		m ²	88.000	
（3）薬液注入工				
薬液注入工	二重管ストレーナー工法, 到達立坑 坑口防護部	m3	43.000	
薬液注入管撤去	φ 40	式	1.000	
殻運搬処理	廃プラスチック	m3	0.100	
（4）安全費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
交通誘導警備員A		人	50.000	
4. 仮設工（管推進工）				
（1）仮設備工				
支圧壁		箇所	1.000	
発進坑口		箇所	1.000	
到達坑口		箇所	1.000	
発進坑口鏡切		m	10.000	
到達坑口鏡切		m	10.000	
推進用機器据付撤去		箇所	1.000	
掘進機発進用受台・反力材		式	1.000	
掘進機引上用受台		式	1.000	
掘進機据付		台	1.000	
掘進機搬出		台	1.000	
殻搬出		式	1.000	
殻運搬処理	無筋コンクリート殻	m3	24.000	
（2）通信・換気設備工				
通信配線設備		式	1.000	
換気設備		式	1.000	
（3）送排泥設備工				
送排泥設備	泥濃式	式	1.000	
（4）注入設備工				
注入設備		式	1.000	
（5）水替え工				
推進用水替		式	1.000	
5. その他				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)事業損失防止施設費				
事業損失防止費				
事業損失防止費				
ガードフェンス設置	H=1.8m	m	174.000	
水質分析	発進立坑	式	1.000	
水質分析	到達立坑	式	1.000	
地下水位調査		式	1.000	
(2)運搬費				
共通仮設(積上げ)				
運搬費				
重建設機械分解・組立・輸送	油圧クラムシェル テレスコピック式 到達立坑掘削	式	1.000	
仮設材輸送	敷鉄板	式	1.000	
仮設材輸送	H形鋼	式	1.000	
仮設材輸送	山留材	式	1.000	
(3)役務費				
共通仮設(積上げ)				
役務費				
電力基本料金		式	1	
水道基本料金		式	1.000	
(4)技術管理費				
共通仮設費(積上げ)				
技術管理費				
三軸圧縮試験	発進立坑, 薬液注入工施工 後	試料	3.000	
三軸圧縮試験	到達立坑, 薬液注入工施工 後	試料	3.000	
現場透水試験	発進立坑, 薬液注入工施工 後	回	3.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
現場透水試験	到達立坑, 薬液注入工施工後	回	3. 000	
継目試験	φ 1100	箇所	175. 000	

別紙 2

様式 1

実績変更対象経費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (変更)
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代 わりに貸しビル、マンション、 民家等を長期借上げする場合 に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要する費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募 集 及 び 解 散 に 要 す る 費 用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃 金 以 外 の 食 事、通勤 等 に 要 す る 費 用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

別紙 3

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要する 費用	
	準備費	伐開・除 根・除草 費	準備作業に伴う伐開・除根・ 除草作業に要する費用	
合 計				